

## 令和2年度第1回評議員会議事録

- 1 評議員会の決議があったものとみなされた日  
令和2年5月3日  
評議員全員（7名）の同意書は別添のとおり。  
なお、提案事項について特別な利害関係を有する評議員はいなかった。
- 2 評議員会の決議があったものとみなされた事項を提案した者の氏名  
理事長 和田 晋弥
- 3 評議員会議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名  
理事長 和田 晋弥
- 4 理事会の決議があったものとみなされる事項の内容  
提案事項
  - (1) 第1号議案 定款の変更について  
(評議員の報酬等) 第9条 無報酬から報酬を支払うことに変更
  - (2) 第2号議案 役員等報酬規程の一部改正について  
(報酬等の支給方法) 第4条 振込みまでの期間設定  
新旧対照表

### 1 定款変更

下線部分改正点

新	旧
(評議員の報酬等) 第9条 <u>評議員に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</u>	(評議員の報酬等) 第9条 評議員は無報酬とする。

### 2 役員等報酬規程の一部改定

新	旧
(報酬等の支給方法) 第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に <u>出席した日から10日以内に振り込むことができる。</u>	(報酬等の支給方法) 第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

令和2年4月25日、理事長 和田晋弥が評議員全員に対して評議員会の決議の目的である事項について上記の提案を行い、当該提案につき、評議員全員から書面により同意の意思表示を得たので、社会福祉法第45条の九第10項が準用する、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び定款第14条第4項の規定に従って、書面により当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。評議員会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、議事録作成者が次に記名押印する。

令和2年5月8日

社会福祉法人新潟みずほ福社会  
理事長 和田 晋 弥

